明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○登記手数料令等の一部を改正する政令（三三）　二

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四）　三

○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（三五）　三

〔省　令〕

○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働一二）　三

〔告　示〕

○労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件（厚生労働二四）　三五

○労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示（同二五）　三七

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同二六）　三八

○成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通一〇二）　三九

○屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件の一部を改正する告示（同一〇三）　三〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

基本測量関係事項関係　三一

裁判所

破産、免責、再生関係　三六

特殊法人等

西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四八

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　八六

会社その他

会社決算公告　九二

本号で公布された法令のあらまし

◇登記手数料令等の一部を改正する政令（政令第三三号）（法務省）

一　登記手数料令の一部改正関係

1　登記事項要約書の交付についての手数料を改めることとした。（第二条第二項関係）

2　地図等の写しの交付についての手数料を改めることとした。（第二条第三項関係）

3　土地所在図等の写しの交付についての手数料を改めることとした。（第二条第四項関係）

4　登記所の使用に係る電子計算機と請求人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う登記事項証明書等の交付の請求に関する手数料を改めることとした。（第三条第一項～第三項関係）

5　登記簿又はその附属書類の閲覧についての手数料を改めることとした。（第五条第一項関係）

6　地図等の閲覧についての手数料を改めることとした。（第五条第二項関係）

7　製造中の船舶の登記がないことの証明についての手数料を改めることとした。（第六条関係）

8　印鑑の証明書の交付についての手数料を改めることとした。（第一〇条第一項関係）

9　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う印鑑の証明書の交付の請求に関する手数料を改めることとした。（第一〇条第二項関係）

10　商業登記法第一二条の二第一項各号に掲げる事項の証明についての手数料を改めることとした。（第一一条関係）

二　鉱害賠償登録令の一部改正関係

鉱害賠償登録簿又はその附属書類の閲覧についての手数料を改めることとした。（第八条第三項関係）

三　抵当証券法施行令の一部改正関係
　抵当証券の控え又はその附属書類の閲覧についての手数料を改めることとした。（第八条第二項関係）
四　施行期日
　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三四号）（内閣府本府）

1　施設委託管理者の指定の手続等
　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第四五条第一項に規定する施設委託管理者の指定は、当該指定を受けようとする法人の申請により、法第四五条第三項に規定する施設委託管理業務を適正かつ確実に実施することができると認められる法人について行うものとすることとした。（第八条の二関係）
2　管理を委託する契約において定める事項
　主務大臣は、法第四五条第一項の規定により同項に規定する施設の管理を委託しようとするときは、当該管理を委託する契約において、当該施設の内容及び範囲並びに所在地、当該管理の委託の期間等を定めるものとすることとした。（第八条の三関係）
3　施行期日
　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第三五号）（厚生労働省）

1　名称等の表示又は通知の対象となる物の範囲の変更
　譲渡又は提供時にその名称等を表示しなければならない物の範囲を、国が行う化学品の分類（産業標準化法に基づく日本産業規格Ｚ七二五二（ＧＨＳに基づく化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和六年三月三一日までに区分された物等とすることとした。（第一八条第二号関係）
2　経過措置及び施行期日
　㈠　経過措置
　　1による改正後の労働安全衛生法施行令第一八条第二号及び第三号に掲げる物（改正前に掲げられていた物を除く。）であって、この政令の施行の日において現に存するものについては、令和一〇年三月三一日までの間は、労働安全衛生法第五七条第一項の規定は、適用しないこととした。（附則第二項関係）
　㈡　施行期日
　　この政令は、令和九年四月一日から施行することとした。

政　令

登記手数料令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三十三号

登記手数料令等の一部を改正する政令

内閣は、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十三条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）及び不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条第三項（同法第百二十条第三項及び第百二十一条第五項並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百十四条第二項の規定を実施するため、この政令を制定する。

（登記手数料令の一部改正）

第一条　登記手数料令（昭和二十四年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項から第四項までの規定中「四百五十円」を「五百円」に改める。

第三条第一項中「四百八十円」を「四百九十円」に、「五百円」を「五百二十円」に改め、同条第二項及び第三項中「四百三十円」を「四百四十円」に、「四百五十円」を「四百七十円」に改める。

第五条第一項及び第二項並びに第六条中「四百五十円」を「五百円」に改める。

第十条第一項中「四百五十円」を「五百円」に改め、同条第二項中「三百九十円」を「四百二十円」に、「四百十円」を「四百五十円」に改める。

第十一条本文中「千三百円」を「五百円」に改め、同条ただし書中「三月」を「一月」に、「千三百円」を「五百円」に、「千円」を「三百円」に改める。

（鉱害賠償登録令及び抵当証券法施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「四百五十円」を「五百円」に改める。

一　鉱害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）第八条第三項

二　抵当証券法施行令（平成三年政令第三百四十号）第八条第二項

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三十四号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第四十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の三」に改める。

第一章中第八条の次に次の見出し及び二条を加える。

（施設委託管理者の指定の手続等）

第八条の二　法第四十五条第一項に規定する施設委託管理者（次条第五号において「施設委託管理者」という。）の指定は、当該指定を受けようとする法人の申請により、法第四十五条第三項に規定する施設委託管理業務（次条第三号において「施設委託管理業務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められる法人について行う。

第八条の三　主務大臣は、法第四十五条第一項の規定により同項に規定する施設の管理（第二号及び第六号において「管理」という。）を委託しようとするときは、当該管理を委託する契約において、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該施設の内容及び範囲並びに所在地

二　管理の委託の期間

三　施設委託管理業務を開始すべき日

四　当該施設に係る特別特定重要物資等（法第四十四条第一項の規定による指定を受けた特定重要物資又はその生産に必要な原材料等（法第七条に規定する原材料等をいう。）をいう。）の品目

五　前号の特別特定重要物資等の安定的な供給の確保のために施設委託管理者がとるべき措置

六　管理に関する費用の負担区分

七　その他必要な事項

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三十五号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条第一項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第十八条第二号及び第三号に掲げる物（改正前の同条第二号及び第三号に掲げる物を除く。）であって、この政令の施行の日において現に存するものについては、令和十年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

省　令

○厚生労働省令第十二号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三十五号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月十九日

厚生労働大臣　福岡　資麿

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

改　正　後

別表第２（第30条、第34条の２関係）

項	物	備　考
（略）	（略）	
2	（略）	

改　正　前

別表第２（第30条、第34条の２関係）

項	物	備　考
（略）	（略）	
2	（略）	

（傍線部分は改正部分）

２の２	亜鉛＝ビス（２－メチルプロパ－２－エノアート）	
3	（略）	
（略）	（略）	
11	（略）	
11の２	アクリル酸重合物及びそのナトリウム塩	
12	（略）	
（略）	（略）	
26	（略）	
26の２	アジピン酸ジ－２－エチルヘキシル	
27	（略）	
（略）	（略）	
44	（略）	
44の２	１－アセチル－１，２，３，４－テトラヒドロ－３－［（３－ピリジルメチル）アミノ］－６－［１，２，２，２－テトラフルオロ－１－（トリフルオロメチル）エチル］キナゾリン－２－オン（別名ピリフルキナゾン）	
45	（略）	
（略）	（略）	
79	（略）	
79の２	２－アミノ－３－クロロ－１，４－ナフトキノン（別名ＡＣＮ）	
80	（略）	
（略）	（略）	
115	（略）	
115の２	３－アリルオキシ－２－ヒドロキシ－１－プロパンスルホン酸ナトリウム	
115の３	３－アリルオキシ－１，２－ベンゾイソチアゾール－１，１－ジオキシド（別名プロベナゾール）	
116	（略）	
（略）	（略）	

（新設）	（新設）	
3	（略）	
（略）	（略）	
11	（略）	
（新設）	（新設）	
12	（略）	
（略）	（略）	
26	（略）	
（新設）	（新設）	
27	（略）	
（略）	（略）	
44	（略）	
（新設）	（新設）	
45	（略）	
（略）	（略）	
79	（略）	
（新設）	（新設）	
80	（略）	
（略）	（略）	
115	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
116	（略）	
（略）	（略）	

128	（略）	
128の２	アルキル（ベンジル）（ジメチル）アンモニウム＝クロリド（アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。）	
129	（略）	
129の２	アルケン（炭素数が７から９までのものであつて分枝型のもの及びその混合物に限る。）	
130	（略）	（略）
（略）	（略）	
134	（略）	
134の２	アルファ－（イソシアナトベンジル）－オメガ－（イソシアナトフェニル）ポリ［（イソシアナトフェニレン）メチレン］	
135	（略）	
（略）	（略）	
147	（略）	
147の２	安息香酸ナトリウム	
148	（略）	
（略）	（略）	（略）
177	（略）	
177の２	３－（４－イソプロピルフェニル）－２－メチルプロパナール	
177の３	（ＲＳ）－２－（４－イソプロピル－４－メチル－５－オキソ－４，５－ジヒドロ－１Ｈ－イミダゾール－２－イル）ニコチン酸	
178	（略）	
（略）	（略）	
180	（略）	
180の２	４－イソプロピル－３－メチルフェノール	
181	（略）	
（略）	（略）	

128	（略）	
（新設）	（新設）	
129	（略）	
（新設）	（新設）	
130	（略）	（略）
（略）	（略）	
134	（略）	
（新設）	（新設）	
135	（略）	
（略）	（略）	
147	（略）	
（新設）	（新設）	
148	（略）	
（略）	（略）	（略）
177	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
178	（略）	
（略）	（略）	
180	（略）	
（新設）	（新設）	
181	（略）	
（略）	（略）	

192	（略）	
192の２	１，１’―（イミノジオクタメチレン）ジグアニジン＝トリアセタート（別名イミノクタジン酢酸塩）	
193	（略）	
（略）	（略）	
202	（略）	
202の２	２―（２―ウンデシル―４，５―ジヒドロ―１Ｈ―イミダゾール―１―イル）エタノール	
203	（略）	
（略）	（略）	
214	（略）	
214の２	２，２’―［［［２―エチル―２―［（オキシラン―２―イルメトキシ）メチル］プロパン―１，３―ジイル］ビス（オキシ）］ビス（メチレン）］ビス（オキシラン）	
215	（略）	
（略）	（略）	
239	（略）	
239の２	エチル（ヘキサデシル）ジメチルアンモニウム＝エチル＝スルファート	
240	（略）	
（略）	（略）	
275	（略）	
275の２	２，２’―エチレンジオキシジエチル＝ジメタクリラート	
276	（略）	
（略）	（略）	
282	（略）	
282の２	エトキシ化獣脂アルキルアミン	
282の３	９―［２―（エトキシカルボニル）フェニル］―３，６―ビス（エチルアミノ）―２，７―ジメチルキサンチリウム＝クロリド	
283	（略）	
（略）	（略）	
285	（略）	
285の２	（４―エトキシフェニル）［３―（４―フルオロ―３―フェノキシフェニル）プロピル］ジメチルシラン（別名シラフルオフェン）	

192	（略）	
（新設）	（新設）	
193	（略）	
（略）	（略）	
202	（略）	
（新設）	（新設）	
203	（略）	
（略）	（略）	
214	（略）	
（新設）	（新設）	
215	（略）	
（略）	（略）	
239	（略）	
（新設）	（新設）	
240	（略）	
（略）	（略）	
275	（略）	
（新設）	（新設）	
276	（略）	
（略）	（略）	
282	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
283	（略）	
（略）	（略）	
285	（略）	
（新設）	（新設）	

286	（略）	
（略）	（略）	
293	（略）	
293の２	３，４―エポキシ―１―シクロヘキサンカルボン酸（３，４―エポキシシクロヘキサン―１―イル）メチル	
294	（略）	
（略）	（略）	
296	（略）	
296の２	２，３―エポキシプロピル＝７，７―ジメチルオクタノアート	
297	（略）	
（略）	（略）	
312	（略）	
312の２	塩化直鎖パラフィン（炭素数が14から17までのもの及びその混合物に限る。）	
313	（略）	
（略）	（略）	（略）
372	オルト―アニシジン及びその塩酸塩	
（略）	（略）	
386	（略）	
386の２	オレイン酸２―エチルヘキシル	
387	（略）	
（略）	（略）	
402	過ほう酸ナトリウム並びにその一水和物、三水和物及び四水和物	
（略）	（略）	
404	（略）	
404の２	カリウム＝ジエチルジチオカルバマート	
405	（略）	

286	（略）	
（略）	（略）	
293	（略）	
（新設）	（新設）	
294	（略）	
（略）	（略）	
296	（略）	
（新設）	（新設）	
297	（略）	
（略）	（略）	
312	（略）	
（新設）	（新設）	
313	（略）	
（略）	（略）	（略）
372	オルト―アニシジン	
（略）	（略）	
386	（略）	
（新設）	（新設）	
387	（略）	
（略）	（略）	
402	過ほう酸ナトリウム並びにその一水和物及び四水和物	
（略）	（略）	
404	（略）	
（新設）	（新設）	
405	（略）	

（略）	（略）	
443	（略）	
443の２	グルタル酸ジメチル	
444	（略）	
（略）	（略）	
458	（略）	
458の２	１－（２－クロロイミダゾ［１，２－ａ］ピリジン－３－イルスルホニル）－３－（４，６－ジメトキシピリミジン－２－イル）尿素（別名イマゾスルフロン）	
458の３	（Ｅ）－４－クロロ－Ｎ－［１－（１－イミダゾリル）－２－プロポキシエチリデン］－２－（トリフルオロメチル）アニリン	
459	（略）	
（略）	（略）	
496	（略）	
496の２	（ＲＳ）－５－クロロ－Ｎ－（１，３－ジヒドロ－１，１，３－トリメチルイソベンゾフラン－４－イル）－１，３－ジメチル－１Ｈ－ピラゾール－４－カルボキサミド（別名フラメトピル）	
497	（略）	
498	（略）	
498の２	３’－クロロ－４，４’－ジメチル－１，２，３－チアジアゾール－５－カルボキサニリド（別名チアジニル）	
498の３	（ＲＳ）－２－クロロ－Ｎ－（２，４－ジメチル－３－チエニル）－Ｎ－（２－メトキシ－１－メチルエチル）アセトアミド（別名ジメテナミド）	
499	（略）	
（略）	（略）	
502	（略）	
502の２	３－（２－クロロ－１，３－チアゾール－５－イルメチル）－５－メチル－Ｎ－ニトロ－１，３，５－オキサジアジナン－４－イミン（別名チアメトキサム）	

（略）	（略）	
443	（略）	
（新設）	（新設）	
444	（略）	
（略）	（略）	
458	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
459	（略）	
（略）	（略）	
496	（略）	
（新設）	（新設）	
497	（略）	
498	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
499	（略）	
（略）	（略）	
502	（略）	
（新設）	（新設）	

502の３	（Ｅ）－１－（２－クロロ－１，３－チアゾール－５－イルメチル）－３－メチル－２－ニトログアニジン（別名クロチアニジン）	
503	（略）	
（略）	（略）	（略）
512	（略）	
512の２	１－［４－［２－クロロ－４－（トリフルオロメチル）フェノキシ］－２－フルオロフェニル］－３－（２，６－ジフルオロベンゾイル）尿素（別名フルフェノクスロン）	
513	（略）	
（略）	（略）	
523	（略）	
523の２	（Ｅ）－Ｎ－［（６－クロロ－３－ピリジル）メチル］－Ｎ－エチル－Ｎ’－メチル－２－ニトロエテン－１，１－ジアミン（別名ニテンピラム）	
524	（略）	
（略）	（略）	
530	（略）	
530の２	Ｎ－（４－クロロフェニル）－１－シクロヘキセン－１，２－ジカルボキシミド（別名クロルフタリム）	
530の３	１－（４－クロロフェニル）－３－（２，６－ジフルオロベンゾイル）尿素（別名ジフルベンズロン）	
531	（略）	
531の２	４－［３－（４－クロロフェニル）－３－（３，４－ジメトキシフェニル）アクリロイル］モルホリン（別名ジメトモルフ）	
532	（略）	
532の２	４－クロロフェニル＝２，４，５－トリクロロフェニル＝スルホン（別名テトラジホン）	
533	（略）	
（略）	（略）	

（新設）	（新設）	
503	（略）	
（略）	（略）	（略）
512	（略）	
（新設）	（新設）	
513	（略）	
（略）	（略）	
523	（略）	
（新設）	（新設）	
524	（略）	
（略）	（略）	
530	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
531	（略）	
（新設）	（新設）	
532	（略）	
（新設）	（新設）	
533	（略）	
（略）	（略）	

535	（略）	
535の２	［２－［３－（４－クロロフェニル）プロピル］－２，４，４－トリメチル－１，３－オキサゾリジン－３－イル］（１Ｈ－イミダゾール－１－イル）メタノン	
536	（略）	
（略）	（略）	
551	（略）	
551の２	（１ＲＳ，２ＳＲ，５ＲＳ；１ＲＳ，２ＳＲ，５ＳＲ）－２－（４－クロロベンジル）－５－イソプロピル－１－（１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－１－イルメチル）シクロペンタノール	
552	（略）	
（略）	（略）	
560	（略）	
560の２	２－［２－クロロ－４－メシル－３－［（テトラヒドロフラン－２－イルメトキシ）メチル］ベンゾイル］シクロヘキサン－１，３－ジオン（別名テフリルトリオン）	
561	（略）	
（略）	（略）	
574	（略）	
574の２	（５－クロロ－２－メトキシ－４－メチルピリジン－３－イル）（２，３，４－トリメトキシ－６－メチルフェニル）メタノン（別名ピリオフェノン）	
575	（略）	（略）
（略）	（略）	
614	（略）	
614の２	サリチル酸メチル	
615	（略）	
（略）	（略）	（略）
639	（略）	
639の２	次亜塩素酸カリウム	

535	（略）	
（新設）	（新設）	
536	（略）	
（略）	（略）	
551	（略）	
（新設）	（新設）	
552	（略）	
（略）	（略）	
560	（略）	
（新設）	（新設）	
561	（略）	
（略）	（略）	
574	（略）	
（新設）	（新設）	
575	（略）	（略）
（略）	（略）	
614	（略）	
（新設）	（新設）	
615	（略）	
（略）	（略）	（略）
639	（略）	
（新設）	（新設）	

640	（略）	
640の２	次亜塩素酸ナトリウム	
640の３	次亜塩素酸バリウム	
640の４	次亜塩素酸マグネシウム	
640の５	次亜塩素酸リチウム	
641	（略）	
（略）	（略）	
692	（略）	
692の２	ジイソプロピルナフタレン	
693	（略）	
（略）	（略）	
740	１，３－ジカルバモイルチオ－２－（Ｎ，Ｎ－ジメチルアミノ）－プロパン及びその塩酸塩	
（略）	（略）	
744	（略）	
744の２	４－シクロプロピル－６－メチル－Ｎ－フェニルピリミジン－２－アミン（別名シプロジニル）	
745	（略）	
（略）	（略）	
751	（略）	
751の２	シクロヘキシリデン（フェニル）アセトニトリル	
752	（略）	
752の２	３－シクロヘキシル－６－（ジメチルアミノ）－１－メチル－１，３，５－トリアジン－２，４（１Ｈ，３Ｈ）－ジオン	
753	（略）	
（略）	（略）	
785	（略）	
785の２	４，５－ジクロロ－２－オクチルイソチアゾール－３（２Ｈ）－オン	
786	（略）	
（略）	（略）	

640	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
641	（略）	
（略）	（略）	
692	（略）	
（新設）	（新設）	
693	（略）	
（略）	（略）	
740	１，３－ジカルバモイルチオ－２－（Ｎ，Ｎ－ジメチルアミノ）－プロパン塩酸塩	
（略）	（略）	
744	（略）	
（新設）	（新設）	
745	（略）	
（略）	（略）	
751	（略）	
（新設）	（新設）	
752	（略）	
（新設）	（新設）	
753	（略）	
（略）	（略）	
785	（略）	
（新設）	（新設）	
786	（略）	
（略）	（略）	

790	（略）	
790の２	３，４－ジクロロ－２’－シアノ－１，２－チアゾール－５－カルボキサニリド（別名イソチアニル）	
791	（略）	
（略）	（略）	
814	（略）	
814の２	Ｏ－（２，６－ジクロロ－パラ－トリル）＝Ｏ，Ｏ－ジメチル＝ホスホロチオアート（別名トルクロホスメチル）	
815	（略）	
（略）	（略）	
819	（略）	
819の２	１－（２，４－ジクロロフェニル）－Ｎ－（２，４－ジフルオロフェニル）－Ｎ－イソプロピル－５－オキソ－４，５－ジヒドロ－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－４－カルボキサミド（別名イプフェンカルバゾン）	
819の３	Ｎ－（３，５－ジクロロフェニル）－１，２－ジメチルシクロプロパン－１，２－ジカルボキシミド（別名プロシミドン）	
820	（略）	
（略）	（略）	
837	（略）	
837の２	２，３－ジクロロ－Ｎ－４－フルオロフェニルマレイミド（別名フルオルイミド）	
838	（略）	
（略）	（略）	
859	（略）	
859の２	２－（２，４－ジクロロ－３－メチルフェノキシ）プロピオンアニリド（別名クロメプロップ）	
860	（略）	
（略）	（略）	
932	（略）	
932の２	［３－（４，５－ジヒドロイソオキサゾール－３－イル）－４－メシル－２－メチルフェニル］（５－ヒドロキシ－１－メチルピラゾール－４－イル）メタノン	

790	（略）	
（新設）	（新設）	
791	（略）	
（略）	（略）	
814	（略）	
（新設）	（新設）	
815	（略）	
（略）	（略）	
819	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
820	（略）	
（略）	（略）	
837	（略）	
（新設）	（新設）	
838	（略）	
（略）	（略）	
859	（略）	
（新設）	（新設）	
860	（略）	
（略）	（略）	
932	（略）	
（新設）	（新設）	

933	（略）	
（略）	（略）	
939	（略）	
939の２	６，６－ジビニル－２，５，７，10－テトラオキサ－６－シラウンデカン	
940	（略）	
（略）	（略）	
963	（略）	
963の２	Ｎ，Ｎ－ジプロピルチオカルバミン酸＝Ｓ－ベンジル（別名プロスルホカルブ）	
964	（略）	
（略）	（略）	
1002	（略）	
1002の２	Ｎ－［３－（ジメチルアミノ）プロピル］ステアルアミド	
1002の３	（４Ｓ，４ａＲ，５Ｓ，５ａＲ，６Ｓ，12ａＳ）－４－（ジメチルアミノ）－３，５，６，10，12，12ａ－ヘキサヒドロキシ－６－メチル－１，11－ジオキソ－１，４，４ａ，５，５ａ，６，11，12ａ－オクタヒドロテトラセン－２－カルボキサミド（別名オキシテトラサイクリン）	
1003	（略）	
（略）	（略）	
1015	（略）	
1015の２	（２Ｅ）－３，７－ジメチルオクタ－２，６－ジエニル＝アセタート（別名酢酸ゲラニル）	
1016	（略）	
（略）	（略）	
1033	（略）	
1033の２	Ｓ，Ｓ’－ジメチル＝２－ジフルオロメチル－４－イソブチル－６－トリフルオロメチルピリジン－３，５－ジカルボチオアート（別名ジチオピル）	
1034	（略）	

933	（略）	
（略）	（略）	
939	（略）	
（新設）	（新設）	
940	（略）	
（略）	（略）	
963	（略）	
（新設）	（新設）	
964	（略）	
（略）	（略）	
1002	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
1003	（略）	
（略）	（略）	
1015	（略）	
（新設）	（新設）	
1016	（略）	
（略）	（略）	
1033	（略）	
（新設）	（新設）	
1034	（略）	

（略）	（略）	
1037	（略）	
1037の２	Ｎ，Ｎ－ジメチルテトラデカン－１－アミン	
1038	（略）	
（略）	（略）	
1046	（略）	
1046の２	３－（２，２－ジメチルヒドラジノカルボニル）プロパン酸	
1047	（略）	
1048	（略）	
1048の２	３，３’－ジメチルビフェニル－４，４’－ジイル＝ジイソシアネート	
1049	（略）	
（略）	（略）	
1054	（略）	
1054の２	（ＲＳ）－Ｎ－［２－（３，５－ジメチルフェノキシ）－１－メチルエチル］－６－（１－フルオロ－１－メチルエチル）－１，３，５－トリアジン－２，４－ジアミン（別名トリアジフラム）	
1054の３	（Ｅ）－２－［２－［（２，５－ジメチルフェノキシ）メチル］フェニル］－２－メトキシイミノ－Ｎ－メチルアセトアミド	
1055	（略）	
（略）	（略）	
1057	（略）	
1057の２	２，２－ジメチルブタン酸＝３－（２，４－ジクロロフェニル）－２－オキソ－１－オキサスピロ［４．５］デカ－３－エン－４－イル（別名スピロジクロフェン）	
1058	（略）	
1058の２	（ＲＳ）－Ｎ－［２－（１，３－ジメチルブチル）－３－チエニル］－１－メチル－３－（トリフルオロメチル）－１Ｈ－ピラゾール－４－カルボキサミド（別名ペンチオピラド）	

（略）	（略）	
1037	（略）	
（新設）	（新設）	
1038	（略）	
（略）	（略）	
1046	（略）	
（新設）	（新設）	
1047	（略）	
1048	（略）	
（新設）	（新設）	
1049	（略）	
（略）	（略）	
1054	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
1055	（略）	
（略）	（略）	
1057	（略）	
（新設）	（新設）	
1058	（略）	
（新設）	（新設）	

1059	（略）	
（略）	（略）	
1062	（略）	
1062の２	２，２―ジメチルプロパン酸＝（Ｅ）―２―（４―ターシャリ―ブチルフェニル）―２―シアノ―１―（１，３，４―トリメチルピラゾール―５―イル）ビニル（別名シエノピラフェン）	
1063	（略）	
1064	（略）	
1064の２	ジメチル＝プロピルホスホナート	
1065	（略）	
（略）	（略）	
1070	（略）	
1070の２	Ｎ’―［１，１―ジメチル―２―（メチルスルホニル）エチル］―３―ヨード―Ｎ―［２―メチル―４―［１，２，２，２―テトラフルオロ―１―（トリフルオロメチル）エチル］フェニル］フタルアミド（別名フルベンジアミド）	
1071	（略）	
（略）	（略）	
1081	（略）	
1081の２	臭化アンモニウム	
1082	（略）	
（略）	（略）	
（削る）	（削る）	
（略）	（略）	
1135	（略）	
1135の２	４，４’―スルホニルジフェノール	
1136	（略）	
（略）	（略）	（略）
1156	（略）	
1156の２	３―（５―ターシャリ―ブチル―１，２―オキサゾール―３―イル）―１，１―ジメチル尿素（別名イソウロン）	

1059	（略）	
（略）	（略）	
1062	（略）	
（新設）	（新設）	
1063	（略）	
1064	（略）	
（新設）	（新設）	
1065	（略）	
（略）	（略）	
1070	（略）	
（新設）	（新設）	
1071	（略）	
（略）	（略）	
1081	（略）	
（新設）	（新設）	
1082	（略）	
（略）	（略）	
1129	ステアリン酸ナトリウム	
（略）	（略）	
1135	（略）	
（新設）	（新設）	
1136	（略）	
（略）	（略）	（略）
1156	（略）	
（新設）	（新設）	

1157	（略）	
1157の２	３－ターシャリーブチル－５－クロロ－６－メチルウラシル（別名ターバシル）	
1158	（略）	
1158の２	rel－（１Ｒ，２Ｒ）－２－ターシャリーブチルシクロヘキシル＝アセタート	
1158の３	４－ターシャリーブチルシクロヘキシル＝アセタート	
1159	（略）	
1159の２	５－ターシャリーブチル－３－［２，４－ジクロロ－５－（プロパ－２－イン－１－イルオキシ）フェニル］－１，３，４－オキサジアゾール－２（３Ｈ）－オン（別名オキサジアルギル）	
1160	（略）	
（略）	（略）	
1164	（略）	
1164の２	１－（５－ターシャリーブチル－１，３，４－チアジアゾール－２－イル）－１，３－ジメチル尿素（別名テブチウロン）	
1165	（略）	
1166	（略）	
1166の２	２－（４－ターシャリーブチルフェニル）－２－シアノ－３－オキソ－３－（２－トリフルオロメチルフェニル）プロパン酸＝２－メトキシエチル（別名シフルメトフェン）	
1166の３	３－（４－ターシャリーブチルフェニル）プロパナール	
1167	（略）	
（略）	（略）	
1197	（略）	
1197の２	チオグリコール酸アンモニウム	
1198	（略）	
（略）	（略）	（略）
1232	（略）	（略）

1157	（略）	
（新設）	（新設）	
1158	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
1159	（略）	
（新設）	（新設）	
1160	（略）	
（略）	（略）	
1164	（略）	
（新設）	（新設）	
1165	（略）	
1166	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
1167	（略）	
（略）	（略）	
1197	（略）	
（新設）	（新設）	
1198	（略）	
（略）	（略）	（略）
1232	（略）	（略）

1232の２	１，１’－[(１Ｒ，２Ｒ，３Ｓ，４Ｒ，５Ｒ，６Ｓ)－４－[[５－デオキシ－２－Ｏ－［２－デオキシ－２－（メチルアミノ)－アルファ－Ｌ－グルコピラノシル]－３－Ｃ－ホルミル－アルファ－Ｌ－リキソフラノシル］オキシ］－２，５，６－トリヒドロキシシクロヘキサン－１，３－ジイル］ジグアニジン（別名ストレプトマイシン）	
1233	（略）	
（略）	（略）	
1250	（略）	
1250の２	テトラキス（２－メトキシエトキシ）シラン	
1251	（略）	
（略）	（略）	
1285	（略）	
1285の２	２，３，３，３－テトラフルオロプロパ－１－エン	
1285の３	２，２，３，３－テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム（別名テトラピオン又はフルプロパネートナトリウム塩）	
1285の４	２，３，５，６－テトラフルオロベンジル＝（１Ｒ，３Ｓ）－３－（２，２－ジクロロビニル）－２，２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	
1286	（略）	
（略）	（略）	
1294	（略）	
1294の２	１－（２，３，８，８－テトラメチル－１，２，３，４，５，６，７，８－オクタヒドロナフタレン－２－イル）エタン－１－オン	
1295	（略）	
（略）	（略）	
1300	（略）	
1300の２	１－[(１Ｒ，２Ｒ，５Ｓ，７Ｒ）－２，６，６，８－テトラメチルトリシクロ［５．３．１．$0^{1,5}$]ウンデカ－８－エン－９－イル］エタノン	

（新設）	（新設）	
1233	（略）	
（略）	（略）	
1250	（略）	
（新設）	（新設）	
1251	（略）	
（略）	（略）	
1285	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
1286	（略）	
（略）	（略）	
1294	（略）	
（新設）	（新設）	
1295	（略）	
（略）	（略）	
1300	（略）	
（新設）	（新設）	

1301	（略）	
（略）	（略）	
1321	（略）	
1321の２	ドデシルトリメチルアンモニウム＝クロリド	
1321の３	ドデシルトリメチルアンモニウム＝ブロミド	
1321の４	ドデシルフェノール（直鎖型及び分枝型のもの）	
1322	（略）	
（略）	（略）	
1342	（略）	
1342の２	（２，４，６－トリオキソ－１，３，５－トリアジナン－１，３，５－トリイル）トリエチレン＝トリアクリラート	
1343	（略）	
（略）	（略）	
1376	（略）	
1376の２	トリシクロ［５．２．１．$0^{2,6}$］デカ－４－エン－３－イル＝プロピオナート	
1377	（略）	
1378	（略）	
1378の２	１，３，５－トリス［３－（ジメチルアミノ）プロピル］ヘキサヒドロ－１，３，５－トリアジン	
1379	（略）	
（略）	（略）	
1381	（略）	
1381の２	［トリス（２－メトキシエトキシ）］（ビニル）シラン	
1382	（略）	
（略）	（略）	
1418	（略）	
1418の２	rel－（１Ｒ，２Ｒ，４Ｒ）－１，７，７－トリメチルビシクロ［２．２．１］ヘプタン－２－イル＝アセタート（別名イソボルニル＝アセテート）	
1419	（略）	

1301	（略）	
（略）	（略）	
1321	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
1322	（略）	
（略）	（略）	
1342	（略）	
（新設）	（新設）	
1343	（略）	
（略）	（略）	
1376	（略）	
（新設）	（新設）	
1377	（略）	
1378	（略）	
（新設）	（新設）	
1379	（略）	
（略）	（略）	
1381	（略）	
（新設）	（新設）	
1382	（略）	
（略）	（略）	
1418	（略）	
（新設）	（新設）	
1419	（略）	

（略）	（略）	
1431	（略）	
1431の２	トリメトキシ―［３―（オキシラン―２―イルメトキシ）プロピル］シラン	
1432	（略）	
（略）	（略）	
1442	（略）	
1442の２	ナトリウム＝１―オキソ―１ラムダ^{5}―ピリジン―２―チオラート	
1443	（略）	
（略）	（略）	
1467	（略）	
1467の２	ニトリロ三酢酸一ナトリウム	
1468	ニトリロ三酢酸三ナトリウム及びその一水和物	
1468の２	ニトリロ三酢酸二ナトリウム	
1469	（略）	
（略）	（略）	（略）
1571	（略）	
1571の２	１，３―ビス（イソシアナトメチル）ベンゼン	
1571の３	２，４―ビス（イソプロピルアミノ）―６―メチルチオ―１，３，５―トリアジン（別名プロメトリン）	
1572	（略）	
1573	（略）	
1573の２	ビス（２―エチルヘキシル）＝（Ｚ）―ブタ―２―エンジオアート	
1574	（略）	
（略）	（略）	
1589	（略）	
1589の２	ビス[[２―［３―（４―クロロフェニル）プロピル］―２，４，４―トリメチル―１，３―オキサゾリジン―３―イル]（１Ｈ―イミダゾール―１―イル）メタノン］＝フマラート	

（略）	（略）	
1431	（略）	
（新設）	（新設）	
1432	（略）	
（略）	（略）	
1442	（略）	
（新設）	（新設）	
1443	（略）	
（略）	（略）	
1467	（略）	
（新設）	（新設）	
1468	ニトリロ三酢酸三ナトリウム	
（新設）	（新設）	
1469	（略）	
（略）	（略）	（略）
1571	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
1572	（略）	
1573	（略）	
（新設）	（新設）	
1574	（略）	
（略）	（略）	
1589	（略）	
（新設）	（新設）	

1590	（略）	
（略）	（略）	
1621	（略）	
1621の２	２―ヒドロキシ安息香酸ベンジル	
1621の３	４―ヒドロキシ安息香酸メチル	
1622	（略）	
（略）	（略）	
1662	（略）	
1662の２	２―（ピペリジン―１―イル）エタン―１―オール	
1663	（略）	
（略）	（略）	
1669	（略）	
1669の２	３―フェニルアクリルアルデヒド	
1670	（略）	
（略）	（略）	
1693	（略）	
1693の２	２―フェノキシエチル＝イソブチラート	
1694	（略）	
（略）	（略）	
1706	（略）	
1706の２	フタル酸ジイソオクチル	
1707	（略）	
（略）	（略）	
1712	（略）	
1712の２	フタル酸ジトリデシル	
1713	（略）	
（略）	（略）	
1719	（略）	
1719の２	フタル酸ビス（２―メトキシエチル）	

1590	（略）	
（略）	（略）	
1621	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
1622	（略）	
（略）	（略）	
1662	（略）	
（新設）	（新設）	
1663	（略）	
（略）	（略）	
1669	（略）	
（新設）	（新設）	
1670	（略）	
（略）	（略）	
1693	（略）	
（新設）	（新設）	
1694	（略）	
（略）	（略）	
1706	（略）	
（新設）	（新設）	
1707	（略）	
（略）	（略）	
1712	（略）	
（新設）	（新設）	
1713	（略）	
（略）	（略）	
1719	（略）	
（新設）	（新設）	

1720	（略）	
（略）	（略）	
1723	（略）	
1723の２	ブタン－１，４－ジイル＝ジメタクリラート	
1724	（略）	
（略）	（略）	
1730	（略）	
1730の２	Ｎ－ブチル－Ｎ－エチル－アルファ，アルファ，アルファ－トリフルオロ－２，６－ジニトロ－パラ－トルイジン（別名ベスロジン又はベンフルラリン）	
1731	（略）	
（略）	（略）	
1757	（略）	
1757の２	４’－フルオロ－Ｎ－イソプロピル－２－（５－トリフルオロメチル－１，３，４－チアジアゾール－２－イルオキシ）アセトアニリド（別名フルフェナセット）	
1758	（略）	
（略）	（略）	
1768	（略）	
1768の２	５－プロパン－１－イル－６－（２，５，８－トリオキサドデカン－１－イル）－１，３－ベンゾジオキソール（別名ピペロニルブトキシド）	
1768の３	２，２’－［プロパン－１，２－ジイルビス（アザニリリデンメタニリリデン）］ジフェノール	
1769	（略）	
（略）	（略）	
1801	（略）	
1801の２	３－ブロモ－１－（３－クロロピリジン－２－イル）－Ｎ－［４－シアノ－２－メチル－６－（メチルカルバモイル）フェニル］－１Ｈ－ピラゾール－５－カルボキサミド（別名シアントラニリプロール）	

1720	（略）	
（略）	（略）	
1723	（略）	
（新設）	（新設）	
1724	（略）	
（略）	（略）	
1730	（略）	
（新設）	（新設）	
1731	（略）	
（略）	（略）	
1757	（略）	
（新設）	（新設）	
1758	（略）	
（略）	（略）	
1768	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
1769	（略）	
（略）	（略）	
1801	（略）	
（新設）	（新設）	

1802	（略）	
（略）	（略）	
1814	（略）	
1814の２	３－ブロモ－２，２－ビス（ブロモメチル）プロパン－１－オール	
1815	（略）	
（略）	（略）	（略）
1865	（略）	
1865の２	ヘキサンジヒドラジド	
1866	（略）	
1867	（略）	
1867の２	ヘキシル＝２－ヒドロキシベンゾアート	
1868	（略）	
（略）	（略）	
1878	（略）	
1878の２	２－（２－（ヘプタデカ－８－エン－１－イル）－４，５－ジヒドロ－１Ｈ－イミダゾール－１－イル）エタノール	
1879	（略）	
（略）	（略）	（略）
1901	（略）	
1901の２	ベンジル（ジメチル）（オクタデシル）アンモニウム＝クロリド	
1902	（略）	
1902の２	ベンジル（ドデシル）（ジメチル）アンモニウム＝ブロミド	
1903	（略）	
（略）	（略）	
1914	（略）	
1914の２	３－（１，３－ベンゾジオキソール－５－イル）－２－メチルプロパナール	
1915	（略）	

1802	（略）	
（略）	（略）	
1814	（略）	
（新設）	（新設）	
1815	（略）	
（略）	（略）	（略）
1865	（略）	
（新設）	（新設）	
1866	（略）	
1867	（略）	
（新設）	（新設）	
1868	（略）	
（略）	（略）	
1878	（略）	
（新設）	（新設）	
1879	（略）	
（略）	（略）	（略）
1901	（略）	
（新設）	（新設）	
1902	（略）	
（新設）	（新設）	
1903	（略）	
（略）	（略）	
1914	（略）	
（新設）	（新設）	
1915	（略）	

（略）	（略）	
1929	（略）	
1929の２	２，５，８，11，14―ペンタオキサペンタデカン	
1930	（略）	
（略）	（略）	（略）
1952	（略）	
1952の２	ポリ（オキシエチレン）アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が９から11までのもの及びその混合物に限る。）	
1953	（略）	
1953の２	ポリ（オキシエチレン）アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が16から18までのもの及び炭素数が18かつ不飽和のもの並びにその混合物に限る。）	
1954	（略）	
（略）	（略）	（略）
1967	（略）	
1967の２	マレイン酸ジエチル	
1967の３	マレイン酸ジブチル	
1968	（略）	
1968の２	マレイン酸モノブチル	
1969	（略）	
（略）	（略）	
1979	（略）	
1979の２	メタ―アニシジン	
1980	（略）	
（略）	（略）	
1993	（略）	
1993の２	メタクリル酸テトラヒドロフルフリル	
1994	（略）	
（略）	（略）	

（略）	（略）	
1929	（略）	
（新設）	（新設）	
1930	（略）	
（略）	（略）	（略）
1952	（略）	
（新設）	（新設）	
1953	（略）	
（新設）	（新設）	
1954	（略）	
（略）	（略）	（略）
1967	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	
1968	（略）	
（新設）	（新設）	
1969	（略）	
（略）	（略）	
1979	（略）	
（新設）	（新設）	
1980	（略）	
（略）	（略）	
1993	（略）	
（新設）	（新設）	
1994	（略）	
（略）	（略）	

2037	（略）	
2037の２	メチル＝２－（３－オキソ－２－ペンチルシクロペンチル）アセタート	
2038	（略）	
（略）	（略）	
2066	（略）	
2066の２	Ｎ－メチルジデカン－１－イルアミン	
2067	（略）	
（略）	（略）	
2076	（略）	
2076の２	２－メチルチオ－４－エチルアミノ－６－（１，２－ジメチルプロピルアミノ）－１，３，５－トリアジン（別名ジメタメトリン）	
2077	（略）	
（略）	（略）	
2079	（略）	
2079の２	３－メチル－４－（２，６，６－トリメチルシクロヘキサ－２－エン－１－イル）ブタ－３－エン－２－オン	
2080	（略）	
（略）	（略）	
2129	（略）	
2129の２	１－メチル－４－（プロパン－２－イル）シクロヘキサ－１，３－ジエン	
2130	（略）	
（略）	（略）	
2160	（略）	
2160の２	Ｎ，Ｎ’－メチレンビスアクリルアミド	
2161	（略）	
（略）	（略）	
2169	（略）	
2169の２	２，２’－メチレンビス（４－メチル－６－ターシャリ－ブチルフェノール）	

2037	（略）	
（新設）	（新設）	
2038	（略）	
（略）	（略）	
2066	（略）	
（新設）	（新設）	
2067	（略）	
（略）	（略）	
2076	（略）	
（新設）	（新設）	
2077	（略）	
（略）	（略）	
2079	（略）	
（新設）	（新設）	
2080	（略）	
（略）	（略）	
2129	（略）	
（新設）	（新設）	
2130	（略）	
（略）	（略）	
2160	（略）	
（新設）	（新設）	
2161	（略）	
（略）	（略）	
2169	（略）	
（新設）	（新設）	

2170	（略）	
（略）	（略）	
2172	（略）	
2172の２	６―（２―メトキシエトキシ）―２，５，７，10―テトラオキサ―６―シラウンデカン	
2173	（略）	
（略）	（略）	
2188	（略）	
2188の２	１―（２―メトキシ―１―メチルエトキシ）―２―プロパノール	
2189	（略）	
（略）	（略）	
（削る）	（削る）	
（略）	（略）	

2170	（略）	
（略）	（略）	
2172	（略）	
（新設）	（新設）	
2173	（略）	
（略）	（略）	
2188	（略）	
（新設）	（新設）	
2189	（略）	
（略）	（略）	
2268	りん酸トリフェニル	
（略）	（略）	

附　則

この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三十五号）の施行の日から施行する。